

## 01 公共下水道の事業計画区域を拡大します

現在の事業計画区域(2090ha)において、平成30年度末時点で約84%の整備が完了しました。今後も継続的に整備を進めるため、令和元年10月より下記の通り区域を拡大します。  
※事業計画区域とは、おおむね5~7年以内に下水道整備を行う区域です

大牟田市の下水道人口普及率  
65.3% (平成30年度末)

全国や福岡県の他都市に比べ、まだまだ遅れています。

### ●下水道への接続のお願い

下水道が整備されて下水道が使えるようになった家屋の所有者は、台所、風呂、トイレなどの生活排水を下水道に接続する必要があります。費用は、個人の負担となりますが、補助金制度もあります。

### ●受益者負担金

下水道が整備され、下水道が使えるようになった土地所有者または権利者には、受

益者負担金がかかります。受益者負担金の額は、土地の面積に1平方メートル当たり450円(一部地域を除く)を乗じた額です。※受益者負担金とは、下水道が整備されることによって利益を受ける方に建設費の一部を負担してもらう制度です。

### ●浄化槽の補助金について

下水道の事業計画区域内は浄化槽の補助金が交付対象外となります。事業計画区域内およびその付近で浄化槽の設置を検討している人は、確認をお願いします。

### ●拡大する事業計画区域 拡大する区域は吉野地区、三池地区、勝立地区、藤田地区の一部です。



現在の事業計画区域   
 拡大する事業計画区域   
 下水道整備済み区域 (30年度末)

■事業計画区域についての問合せ  
経営企画課 (☎41-2850)

■下水道への接続、受益者負担金についての問合せ 下水道建設課 (☎41-2844)

# 02 (仮称) 絵本ギャラリーの名称を募集します

■申込み・問合せ 観光おもてなし課 ☎41-2750 FAX41-2764

大牟田市は令和2年度、動物園内に、絵本の原画等を常設展示する（仮称）絵本ギャラリーを設置します。たくさんの人に親しまれる施設になるよう、施設の名称を募集します。  
※施設の基本設計については、市のホームページを参照してください。

## ● (仮称) 絵本ギャラリーってどんなところ？

- ・ 絵本原画の展示や郷土作家等の紹介を行う常設・企画展示室
- ・ 講演会やワークショップが行える休憩室
- ・ 子どもたちが自由に絵本と触れ合う絵本コーナーなど

名称が採用された人には

- ・ 賞状と記念品の贈呈
- ・ オープニングイベントへの招待

市ホームページおよび「広報おおむた」で発表します。

### 応募方法

必要事項（下記参照）を記入のうえ、10月1日(火)～31日(木)に、郵送、FAX、メールまたは直接、応募してください（郵送の場合は、当日消印有効）。応募は一人一点のみです。

【必要事項】 ①名称、②名称を決めた理由、③住所、④氏名、⑤年齢、⑥電話番号

【応募先】 〒836-8666大牟田市有明町2-3 大牟田市観光おもてなし課

E-mail e-kankoomotenashi01@city.omuta.fukuoka.jp



# 03 ボランティア・市民活動を安心して行うための 市民活動補償制度のお知らせ

■問合せ 生涯学習課 市民活動担当（えるる内） ☎41-2625

### ▶ 補償の対象となるもの

ボランティア団体、町内公民館、自治会、校区まちづくり協議会などが、地域社会の問題解決を図るために実施する、営利を目的としない市民活動中の事故。

### ▶ 補償の対象とならないもの

スポーツ競技、文化・レクリエーション行事に参加中の事故、懇親会や親睦旅行、危険度の高い活動時の事故など。

### ▶ 事故が発生したとき

事故の証明ができるよう内容を記録し、生涯学習課市民活動担当へ連絡してください。

※市民活動中の事故と市が認めた場合に保険会社へ事故報告を行い、保険会社の審査により、補償の可否が決まります。

！  
草刈時の事故が増えています。作業前には周囲に人がいないことや、自動車などがいないことを確認しましょう。

### 【傷害補償】

市民活動中に発生した急激かつ偶然の事故により、活動していた人が負傷または死亡した場合に補償します。

### 【賠償責任補償】

市民活動中や市民活動に起因して、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

| 補償項目   | 補償金額                  |
|--------|-----------------------|
| 通院補償   | 1日につき 2,000円（90日を限度）  |
| 入院補償   | 1日につき 3,000円（180日を限度） |
| 後遺障害補償 | 最高300万円               |
| 死亡補償   | 300万円                 |

| 補償項目  | 内容                                     | 補償金額（限度額）             |
|-------|--|-----------------------|
| 身体賠償  | 他人の身体に損害を与えた場合                         | 1名につき1億円<br>1事故につき1億円 |
| 財物賠償  | 他人の財物に損害を与えた場合                         | 1事故につき<br>1,000万円     |
| 受託物賠償 | 他人からの預かり品や管理している物を、壊したり無くしたりして被害を与えた場合 | 1事故につき<br>300万円       |

# 04 学習支援ボランティアを募集します

■申込み・問合せ 社会福祉法人福岡県母子寡婦福祉連合会 ☎092-584-3922

ひとり親家庭の子ども達のための学習支援ボランティアを募集しています。

- |               |                             |               |                              |
|---------------|-----------------------------|---------------|------------------------------|
| ▶ <b>募集人員</b> | 若干名                         | ▶ <b>実施場所</b> | ①えるる、②吉野地区公民館                |
| ▶ <b>資格</b>   | 学習意欲の喚起・学習支援に意欲のある人（高校生は除く） | ▶ <b>実施時間</b> | ①毎週金曜午後6時～8時<br>②毎週土曜午後5時～7時 |
| ▶ <b>支援対象</b> | ひとり親家庭の小学生・中学生              | ▶ <b>交通費</b>  | 1回あたり1,000円支給                |

# 05 食べ物をおいしく楽しく食べきろう！～食品ロスを防ぐために～

■問合せ 廃棄物対策課 ☎41-2732

2016年度に、日本で発生した食品ロスは643万トンで、その約半分の291万トンは家庭から出ています（平成28年度農水省・環境省推計より）。国民一人あたり毎日140グラム（お茶碗1杯分）の食品を捨てていることになり、ごみとして処理されています。

本市が参加している食品ロス削減を目的とする「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」

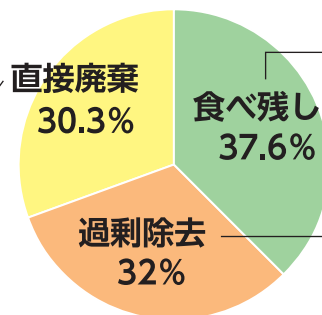
では、家庭における食べきり運動を推進するため、10月を「食品ロス削減月間」としています。このため、本市でも10月には、広報活動やイベント等を通して、家庭でできる食べ残しや手つかず食品の廃棄などの食品ロスを防ぐための行動を紹介し、食品ロスを削減し、ごみの減量を推進します。

皆さんも日頃の生活の中で「もったいない」を意識し、食品ロスを減らしましょう。

## 食品ロスの三大原因

（平成28年度環境省資料より）

- ・ 買いすぎ、不適切な保存方法によるもの



- ・ 作りすぎ、好き嫌い等によるもの

- ・ 調理技術不足、過度な健康志向によるもの

## 食品ロスの三大原因の対策

- ①食べ残し
  - ・ 食べられる分を作るようにする
  - ・ 食べきれなかったものは冷凍などの傷みにくい保存方法を検討する
- ②直接廃棄
  - ・ 買い物に出かける前や定期的に冷蔵庫などの食材を確認する
  - ・ 食べきれる量の食材を買う
  - ・ 保存方法を工夫して、食材の鮮度を長く保たせる
- ③過剰除去
  - ・ ピーラーや皮むきスポンジなど野菜の皮を薄くむく道具を活用する

消費者庁では、「食材を無駄にしないレシピ」を料理レシピサイト「クックパッド」の「消費者庁のキッチン」で紹介しています。